

35 平成十四年八月三十一日以前に製作された第二種原動機付自転車（第十七項から第二十項までの第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であつて、平成十三年十月一日以降に、道路運送車両法施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、第六十五條第二項の規定にかかわらず、第二十一項又は前項の規定によるほか、同令第六十二條の三第五項の検査の際、別表第一に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十デシベル
- 二 加速走行騒音 七十二デシベル

別表第二の定常走行騒音の項の区分の欄を次のように改める。

定常走行騒音	
第三十條第二項及び第六十五條第二項の測定に係るもの	第三十條第二項及び第六十五條第二項の測定に係るもの以外のもの

別表第二の定常走行騒音の項の測定方法の欄を次のように改める。

自動車又は原動機付自転車（日本工業規格D八三〇一に規定する路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた地上高さ一・二メートルの位置における騒音の大きさを測定する。この場合において、被牽引自動車に連結した状態で走行する場合の騒音の大きさも測定する。

自動車又は原動機付自転車（乾燥した平坦な舗装路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度が三十五キロメートル毎時を超える自動車及び第二種原動機付自転車にあつては三十五キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七メートル離れた地上高さ一・二メートルの位置における騒音の大きさを測定する。この場合において、被牽引自動車に連結した状態で走行する場合の騒音の大きさも測定する。

別表第一加速走行騒音の項中「乾燥した平坦な舗装路面」を「日本工業規格D八三〇一に規定する路面（第三十條第二項及び第六十五條第二項の測定に係るもの以外のものにあつては、乾燥した平坦な舗装路面）に、けん引自動車」を、「牽引自動車」に、被けん引自動車」を、「被牽引自動車」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この省令中、第一條及び第二條並びに附則第四條及び第五條の規定は、公布の日から、第三條及び第四條の規定は、平成十二年三月三十一日から、第五條並びに附則第二條及び第三條の規定は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 輸入された自動車であつてこの省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八條第八項の規定の適用を受けるものに備える騒音防止装置に対する道路運送車両の保安基準第三十條第四項の規定の適用については、平成十四年八月三十一日（この省令による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八條第八項第一号及び第三号に掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日）までは、道路運送車両の保安基準第三十條第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、第五十八條第七項及び第八項」とする。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三條 道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。
附則に次の各項を加える。

101 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第五号）による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八條第八項の規定により運輸大臣の指定を受けた自動車について新規検査又は予備検査を申請する者は、当該自動車と同項の規定に掲げる基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

102 輸入された自動車であつて道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第五号）による改正後の道路運送車両の保安基準第五十八條第八項の規定の適用を受けるものに対する第六十二條の四の規定の適用又は準用については、同条中「第三十條第二項」とあるのは、「第五十八條第八項」とする。

（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正）

第四條 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち、道路運送車両の保安基準第三十一條第十五項及び第十六項の改正規定中「第一項、第四項及び第六項から第九項までの自動車」を、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車」に改め、同令第十七項の改正規定中「第二項、第四項、第六項及び第七項の自動車（次の各号に掲げるものを除く。）を「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうちの各号に掲げるもの以外のもの」に、第六項及び第七項の運輸大臣が指定する自動車」を、「第二項及び第四項の自動車以外の自動車であつて運輸大臣が指定するもの」に改め、同令第十九項の改正規定中「第二項、第四項及び第六項から第九項までの自動車」を、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車」に改め、同令第三十一條の二第一項の改正規定中「第九十五項」を、「第百一項」に改め、同令第五十八條第一項の表の改正規定中「第三十一條第六項及び第七項の自動車」を、「第三十一條第二項及び第四項の自動車以外の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）」に改め、同令第二十二條第三号、第二十四條第三号、第二十八條第三号、第三十三條第三号、第三十四條第三号、第三十六條第三号、第五十一條第三号、第五十三條第三号、第五十七條第三号、第六十條第三号、第七十四條第三号、第七十五條第二号、第八十七條第三号及び第八十八條第二号の改正規定中「第三十一條第十四項各号」を、「第三十一條第十四項第一号から第三号まで」に改め、同令第九十項の改正規定中「削り」の下に、「同令第九十五項中「第三十一條第十四項の規定にかかわらず、第九十項の規定によるほか、完成検査等の際、同令第十四項第一号」を、「第三十一條第二十一項の規定にかかわらず、完成検査等の際、同令第二十一項第一号」に改め、同令第九十六項中「第三十一條第十五項」を、「第三十一條第二十二項」に改め、第九十項の規定によるほか「を削り、同令第十四項第二号」を、「同令第二十一項第二号」に改め、同令に二項を加える改正規定中「95」を「101」に、「第三十一條第十四項各号」を、「第三十一條第十四項第一号から第三号まで」に、「96」を「102」に、「第三十一條第六項及び第七項の自動車」を、「第三十一條第二項及び第四項の自動車以外の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）」に改め、別表第六の次に別表第七及び別表第八を加える改正規定中「第三十一條の二」の下に、「第五十八條」を加える。